

1. 議 事 日 程 (3 日 目)

(平成30年那智勝浦町議会第3回定例会)

平成30年9月12日

9時29分 開 議

於 議 場

日程第1	認定第1号	平成29年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について……………	115
日程第2	認定第2号	平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	115
日程第3	認定第3号	平成29年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	115
日程第4	認定第4号	平成29年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	115
日程第5	認定第5号	平成29年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	115
日程第6	認定第6号	平成29年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	115
日程第7	認定第7号	平成29年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	115
日程第8	認定第8号	平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	115
日程第9	認定第9号	平成29年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	115
日程第10	認定第10号	平成29年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	115
日程第11	認定第11号	平成29年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	115
日程第12	認定第12号	平成29年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について……………	115
日程第13	認定第13号	平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について……………	115
日程第14	報告第17号	健全化判断比率の報告について……………	143
日程第15	報告第18号	公営企業会計に係る資金不足比率の報告について……………	144
日程第16	報告第19号	那智勝浦冷蔵株式会社経営状況について……………	145

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	荒 尾 典 男	2 番	左 近 誠
3 番	下 崎 弘 通	4 番	中 岩 和 子
5 番	石 橋 徹 央	6 番	金 嶋 弘 幸

7番 曾根和仁  
9番 亀井二三男  
11番 森本隆夫

8番 引地稔治  
10番 津本・光  
12番 東信介

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	堀順一郎	副町長	矢熊義人
教育長	岡田秀洋	消防長	湯川辰也
総務課長	塩崎圭祐	教育次長	寺本尚史
会計管理者	西真宏	病院事務長	下康之
税務課長	三隅祐治	住民課長	田中逸雄
福祉課長	榎本直子	観光企画課長	吉田明弘
農林水産課長	在仲靖二	建設課長	楠本定
水道課長	村上茂	総務課副課長	仲紀彦

4. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	網野宏行
事務局主査	青木徳之
事務局副主査	北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

9時29分 開議

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 1 認定第 1号 平成29年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成29年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成29年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 平成29年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 平成29年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7号 平成29年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8号 平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9号 平成29年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第10号 平成29年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第11号 平成29年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第12号 平成29年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について
- 日程第13 認定第13号 平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について

○議長（中岩和子君） 日程第1、認定第1号平成29年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、認定第13号平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定についてまでを一括上程議題といたします。

昨日で一般会計、特別会計、企業会計についての説明が終わりましたので、質疑に入ります。

それでは、認定第1号一般会計についての質疑を行います。

まず、歳入、款1町税9ページから款21町債44ページまでと1ページから8ページまでの歳入の部分を含めて質疑を行います。

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 9ページ、入湯税について、各種団体別人数についてちょっとお伺いしたいんですが、答えられる範囲である程度やってもらいますので、旅館組合、これ9件ありますね、入湯税について、大型ビジネスホテルも4件と、この2団体のやつが何人ぐらいあるか、入湯税、2団体で結構ですね、それで答えていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えします。

昨年と同様に観光関係の資料との比較ということかと思いますが、組合というところの分で宿泊客で44万6,728ほどございます。44万6,728となっております。

以上でございます。

申しわけございません。ちょっとその他のほう、ちょっと集計してなかったもので、ちょっと後ほどお答えさせていただきます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 後でまたそのその他の資料もいただきたいんです。これ、入湯税は今観光関係ですね、観光振興で64.3%、このうちの4,921万円ですね、消防で17.1%、1,308万6,000円、塵芥処理費18.6%、1,423万4,000円という割合で使われてますよね。ですから、町税、これ町税ですから、町が徴収する責任がありますから、これこういうふうに直接徴収して直接観光関係とかそういうふうに目的税なんでちゃんと使われてることなんで、しっかりと徴収義務ってあると思うんですよ。そこら辺きっちりした徴収をやっていたいただきたいと思っておりますので、町長はその辺どういうふうなお考え持っておられますか、その町税の徴収について、入湯税の。きちっとした課を超えて情報共有して、そしてかなりのしっかりと数字を上げて、しっかりと徴収してほしいんですよ。私、去年聞いてますけど、ちょっと数字が合わないような感じがあります、あったものでね、そこら辺を徹底的に各課情報共有して、きちっとした徴収に取り組んでいただくようお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） お答えします。

入湯税含めて町に関する税金、公平公正な取り扱いが当然必要だと思いますので、そういった姿勢で臨みたいと思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 先ほどの組合以外の数でございますけども、宿泊客で5万1,783人となります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 税務課長、今、町長もおっしゃってましたけど、税金ちゃんとしっかりと徴収したいと思いますと言ってましたけど、課と課の相互間の情報共有というのもしっかりとっていただきたいんです。観光のほうでは補助金出してますよね。そういうようなものも含め、お互い共有して、数字はちゃんとおかしなことがあったらいいようにということをしかり見ていただきたいと思います。どうでしょうか、税務課長。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えいたします。

基本的には申告による申告数によって納入いただいているところでございますけれども、公になつて資料でありますとか議員おっしゃられたようなものも含めましてそういう聞き取り等を行いながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 2つお聞きします。

17、18ページの土木使用料のところの大谷の残土処分場の滞納繰越分ですね、944万7,840円で、これ額が少し大きいんで、これのあと徴収見込みですかね、どのようにお金入る予定か。

もう一つが、31、32ページで、消防費の補助金で、これ例年あります耐震についての県の補助等ですね。これがことしは、例年少ないんですが、耐震のこの補助金、使用がゼロということですね。それで、耐震ベッドについても去年は1件あったんですが、ことしはゼロということで、この耐震ベッド、この耐震については結構額も張ってくるんで、なかなか住民が手挙げにくいというのはわかるんですが、耐震ベッドとか耐震シェルターは比較的安価で補助率も高いんで、なかなか耐震に手が出ない人でも耐震ベッドについては効果があるという、有効だということなんです。この辺、町民の防災に対する意識が薄いと捉えるんか、それとも行政の町の啓発が不足してるというふうに捉えるか、担当課としてはどう考えてるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 大谷地区残土処理場の滞納分の御質問でございますけれども、平成28年度分の残土使用料の滞納分でございます。平成29年1月、2月に使用料の支払いの督促の文書等を送付してございまして、そしてまた5月、6月、8月にも送付いたしました。そして、その滞納業者につきましては1社で8,748トン分でございますけれども、29年8月31日に納入手続されまして9月4日に全額入金されてございます。今後業者には滞納なく納入するよう指導を徹底してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

31ページ、32ページの消防費補助金の関係でございます。耐震ベッド・耐震シェルターの設

置事業の補助金に対しての御質問でございます。こちらにつきまして町民の防災意識もしくは私ども行政としての啓発不足かということでございます。こちら、実績といたしまして本年度0件ということでございますが、この辺につきましては耐震ベッド・シェルターというなじみのない、一般の住民の方にとってはなじみのないものということもあろうかと思えます。また、補助制度といたしましてベッドについては5種類の中から、シェルターにつきましては3種類の中からというような指定されたものの中からということでございます。そのような点での人気のないといいますか実績がないのかなというふうに考えているところもでございます。また、それ以外につきましても当然行政といたしましてもこの辺の啓発不足という点も否めないのかなというふうには考えてございます。なじみのないものでありますから、啓発の仕方によっては当然補助金を利用されるケースというのものもあるのかなというふうに考えますので、その点で啓発不足という点につきましても否めないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 残土処分場の滞納分については完納されてるということで安心しました。督促のほう、御苦労さまでした。その耐震ベッドとあとこの耐震の補助については、ちょっと長くなりますけど、ちょっと自分の調べたこともあるんで、ちょっと報告させてほしいんですが、まず耐震ベッドのほうは、昨年も私同じような質問でこれ普及が非常に知名度が不足してるということで防災の担当者に年に3回ぐらい自主防災の総会というのがありますね、あんなときに各区長さんが防災の会長になってるんで、紹介したらと言うて、担当にも、はい、はいってそのときは言うてくれたんですけど、ことしも私ちょっと何回か出たんですけど、そういう紹介がないんですよ。だから、ああいう一番人が集まるときに啓発しないと、回覧回すだけやったら、その辺ちょっと念押しをしておきたいんです。それで、この制度が耐震ベッドやシェルターについては、もうかなり首都直下型だとか東海地震ということで東京都、神奈川、静岡ではもう大分早くから普及してて、こっちの南海トラフと言われ出したのが最近なんで、確かに遅いんですね、こちらでは。和歌山県も平成27年からなんですよ、この補助を出し始めたのが。担当部署が建設部の建築のほうの関係課なんで、電話で聞いたら、28年度は和歌山県下で30の市町村があつて、手挙げたところが9の市町村、だから21の市町村は手挙げてないと。この29年度はまだ下がって6つの市町村しか手挙げなくて、まだ24の市町村が手挙げてないということで、県もちょっと、県自体も啓発不足を感じて、もっと宣伝しなければいけないと言うてたんですが、ただし県が言われるのは、毎年手挙げてくる自治体はもう毎年手挙げてきて、市だったらもっと割り当てが4件とか5件とか多いんだけど、それ目いっぱいってくれるところもあつて、だから温度差が、だからその担当の部署というか、その自治体によるので、熱心なところとそうでないところとあるというふうに県の方言うてたんですよ。具体的にどこの町っていうのは教えていただけなかったんで、独自にちょっと調べたら、例えば海南なんかでしたら、要は耐震ベッドの毎年補助をとられて、なおかつこの補助金ですね、耐震の補助金についても、うちの町だったら何割の何割って数式出してあるけどわかりにくいですよ、一体

幾らの工事やったら幾ら自己負担があるかというのがわかりにくいんだけど、具体的に海南はホームページで100万円ぐらいの工事費やったらこういう計算でほぼ自己負担はゼロになりますよとかね、そういうふうにお得感がわかるように具体的に数字使って説明してるんですよ。ほんで、もう割り当てにも達したから、これ待ってくださいという、だからそんなに進んでるというか、啓発が、だからそういうやり方をしないと、ただ補助があるけど、一般の人は、いや、これ使っても結構自己負担あるんだなという諦めちゃうんですけど、具体的にこうやって数字でやってほとんど自己負担ない場合もありますよとやると手挙げやすいということなんで、こういうわかりやすい啓発の方法も考えていってほしいなあと思いますので、その辺、せっかく防災の対策室もできたんで、若い職員にただこれをやれと言うんじゃなくて、そういう先進地の事例なんかも学んでもらえるようなそういう時間的な余裕も与えてそういうのを見ていってもらうとかね、そんなふうにやっていきたいと要望しておきますんで、よろしく願います。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 耐震ベッド・耐震シェルターの関係でございます。議員さんおっしゃるとおり耐震ベッドにつきましては平成27年から本町につきましては0件となっております。耐震シェルターにつきましては28年に1件あったのみでございます。この辺につきましては啓発方法でございますが、議員さんおっしゃるとおり回覧等での周知に終わっているところでございます。この辺で先ほど申しましたとおり確かにこの辺ではなじみの薄いものでございますので、もっとわかりやすいようなもの、やり方、わかりやすい商品なり、それから補助制度ということで、もっとわかりやすいようなことをちょっと勉強いたしまして、先進地海南市さんのことをおっしゃっていただきましたが、その辺ちょっと勉強させていただいて今後啓発努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑なしと認め、歳入に関する部分の質疑を一時中止します。

次に、歳出、款1 議会費、45ページから款3 民生費、83ページまでと、1ページから8ページの議会費から民生費までの部分を含めて質疑を行います。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 最初に、今回議会事務局のほうからも質問するときに議員さんもよく調べて質問をしてくださというような話があったので、ほんで私もこの間、主な政策、それからもう一つの資料ですか、あれを2つ調べながらずっと見させてもらったんですが、最初にちょっと、次のときにはぜひ編集の仕方をちょっと考えていただきたい。これ見まして、この決算報告のほうと主な施策のほうが順番が入れかわってたりして、調べて、もとに戻り、これせないかんのですよ。ほんで、途中でいらいらしてきて、ほいでもうええわと思ってたんですけど、調べて物言わないかんわと思ひまして、ほいでちょっといろいろ見てたら気になること

があったんですが、そやからそれを最初にちょっと、この決算書に沿うてこの項目も並べていただくとかという形で次のときはちょっと対応をお願いしたいと。順番が入れかわってるんですよ。そやから、こっちのほうで調べてても、こっちの前のほうから見て、まためくって後ろのほうを見ないかんというのが何か所かあるんです。それを済みませんが次のときにはお願いいたします。来年度にはよろしくお願いします。

それから、まず1つのところですね、ページ71、72ですね、民生費のところの項1目7ですか、ここの障害者福祉のところなんです、ほんで主な施策のほうではページ8、9と、それから11になります、この2つのところでまず1つ目の質問ですが、8、9のところでは最初の障害者、これは主な施策のほうですね、障害者福祉のところでは障害者福祉費、自立支援給付費1とあるんですが、その中に(1)で介護給付費があるんです、ページ8ですね。そのところで昨年は重度訪問介護で1人があって、そこで26万円ですか、支給をされてるんですが、今回この表示がないんですが、そういう形で使われる部分があればぜひ、次の年なかったとしても残しておいていただきたい。そうしないと、どれがなくなってどれがふえたんかというのがわかりませんので、必要と思われる分の項目についてはぜひ書いといていただきたいと思います。こなんん居宅介護ですね、それから同行援護、ほいで行動援護とあるんですが、8ページのところがね、ここのところに去年は重度訪問介護26万円というのが1名ってあるんです。だから、そういうところは、ちょっとできたら残しておいていただきたいなど。

9ページのところもあったんです。これはきょう朝訂正の金額を書いていたいただきました、出していただきましたんで、それはそれでいいと思います。

次に、11ページのほうですが、ここの支援事業、委託料のところですね、相談支援事業委託というのがあるんですが、これが約1,000万円、ほんでこの分で見ますと、相談支援事業で主にゆずやらラルゴとか、そういうところでの相談活動やってくれてるわけですね。ところが、ちょっと見ましたら、ちょっと大幅に去年度から減ってるんですが、そういうところにちょっと何か理由があったんかな、相談件数が減れば僕はいいことだとは思うんですけども、それが先ほどのいろんな周知徹底の問題も含めて、こういうところはやってるとは思うんですけども、ちょっとそれで事情をつかんでいれば聞いておきたいなというふうに、まず1点目がそれです。

次に、ページ79、80の分ですが、款3の項1目2ですか、児童手当の分でちょっとお聞きしたいんですが、かなりこの表で見ますと、15ページですね、主な施策の15ページです、これを見ますと、ゼロ歳から3歳、表があります、児童措置費の中の丸、児童手当支給事業、ほんで児童の健全な育成及び資質の向上を目的とするということで支援事業がされていますが、ゼロ歳から3歳まで、それから小学校修了前、それから小学校修了後から中学校卒業、それから特例給付とこう書かれてて、人数名とそれからかかった費用書かれてるわけです。これちょっと昨年度のと見てみたらかなり大幅に減ってるような気がするんですが、例えばゼロ歳から3歳であれば昨年度より140名数が減ってるわけです、子供の数がですね、かなり大きな数になりますので、先ほどちょっと福祉課の課長さんに聞きましたら、ちょっと月別で割ってもら

ったほうがいいんじゃないかという話もいただいたんですが、そこらのちょっともうちょっと精査したやつを教えていただきたい。その中で人口がそこらの部分が減ってるとしたら、町にとっては大変なこれからのいわゆる勝浦を背負っていく子供たちの人数が相当、この去年の数字からいきますとゼロ歳から3歳までで140名、小学校修了前までが367名、これ結構大きいんですね。計でいきますと719名の減となるんですが、どうもこれは各月によっていろいろな変動があるみたいで、できたら12で割っていただきたいという福祉課長の説明があったんで、そこらの問題と、それから実際に減ってるとしてんやったらどういうことが原因なんだろうなということで、わかるところを、調査した結果で何かあれば教えていただきたいなというふうに思います。ほんで、その中でゼロ歳から3歳まで、それから小学校入学前とかね、そこらあたりになってきますと、女性の方で20代の方が例えばどのくらい減ってるんかとか、それから30代の方がどのくらい減ってるんか、見てみましたら、ことしは別の表にありました、20代で459名、30代で606名なんで、これが昨年度から見たらどのくらい減ってるのかとかというのがわかれば教えていただきたいなというふうに。その減っていく要因ですね、やっぱりこれからの教育の子供たちの支援の問題も早く手を打っていかないと手おくれになってしまいますんで、できたらそういうことをちょっと聞かせていただきたいなと、この2点です。お願いします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） お答えします。

まず初めに、障害福祉の関係のお尋ねのほうからお答えさせていただきます。

主要施策のほうで御説明させていただきます。

主要施策につきましては、障害福祉の関係のページ8ページ、9ページから10、11ページにつきましては備考欄記載の順番と異なっておりまして、議員の皆様には大変御迷惑をかけたことおわび申し上げます。また、今回、数字の訂正もございました。申しわけございませんでした。今後は順番にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、御質問の主要施策の11ページ、一番下の障害福祉の相談事業支援事業でございますけれども、この件数のほうが去年と比べまして大幅に少なくなっているということでございます。この件につきましては、障害福祉サービスを受けるに当たりましてはサービス等の利用計画が平成24年から利用計画の作成が必要となっております。平成24年度から順次計画が策定されておりまして、28年度に全員のサービス策定計画が策定されたところでございます。このサービス策定に当たりまして相談支援事業の件数に入っております。平成24年にはこの相談支援事業なんですけども1,321件でございましたが、27年度には4,491件、28年度には3,987件となっております。28年度に全員のサービスの計画が策定されましたことによりずんずんと計数が削減しているものと考えております。計画の策定に当たるものですので、相談事業が減っているというふうにはこちらのほうでは考えておりません。

そして、もう一つの児童手当の関係でございます。決算書のほう、ページ80ページの児童手当でございます。主要施策につきましては15ページでございます。こちらのほうも議員さんお

っしゃっていただきましたが延べ人数となっております、1カ月当たり1名というふうに計算しております。記載もなくわかりにくい件数となっておりますこと、おわび申し上げます。前年度より28年度から比べましてゼロ歳から3歳までにつきましては、この延べ人数で申し上げますけども140名、小学校修了までは367名、小学校修了後、中学校修了前では246名、特例給付のほうは増となっております34名の増で、計719名の減となっております。こちらのほうは支給人数の減が要因でございます。支給人数の減ということでございますので、子供の数が減ってるということでございます。確認いたしましたところ、人口でございますけども、28年度末と29年度末でゼロから3歳未満は18名、3歳から11歳まで、小学校修了までは42名、小学校から中学校までは6名の減となっております。全国的にも人口減少が続いている状況でございますけども、本町におきましても例外ではなく人口の減少となっていると思われまます。

それと、子供さん産まれる20歳から35歳ぐらいまでの方でございますけども、こちらの人口も減少しております、20歳から24歳まででは28年度末と29年度末では51名、25から29歳まででは28名、30歳から34歳まででは11名の方減少となっております。こちらにつきましても全国的ではございますが何か施策をいたしまして当町に移り住んでいただき人口減少の歯どめとなればよろしいかと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ありがとうございます。調べるのちょっと大変だったと思いますが、こう見ましたら、かなり人数が、成人の方で20歳から34歳、結局90名ですね、結局那智勝浦町からよそへ転出してるということでございます。これまた一般質問のところでも話をしたいなと思うんですが、そういう意味ではできるだけこういう資料の場合に、これ大ざっぱになってきますと大体わかりにくいんで、できたら今最後に課長が申されたように具体的にちょっと何人ぐらいかというやつがわかれば、その事実をしっかりと見ておかないと、打つ手は僕は大きく間違ってくると思うんです。そういう意味でも数の掌握については、費用との関係がありますんで、費用は費用で出してもらったら結構だと思うんですが、そこらでの具体的な数をつかむ上ではできるだけ正確に近い数が報告していただければありがたいなと思います。

先ほどの相談事業の件はよくわかりました。利用計画のもとだということなので、少しでもそういうところでの活動がしっかりされてるということになってくるだろうと思うんですが、引き続きお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 1点だけお伺いします。

児童措置費の78ページをお願いします。この中で課長説明の中にありましたように保育所の保育士さんの職員給料29名分と、それから節区分7の賃金の中の臨時保育士さんの賃金43名分

で5,770万円ほどを説明受けましたけども、これは今に始まったことではないと思うんですけども、保育士さんが非常に少なくなっているという観点、そういったもので臨時雇いで賄って思うんですけども、今の中では節区分2の給料から4の共済費まで合わせますと大体職員さんの中では何もかも含めて1億7,000万円ぐらいです。そういった中で臨時雇いで600万円足らずの中で臨時雇いで賄っているという形の中で果たしてこれでいいものかどうか、今までどういった形の中でその保育士さんを確保しようという努力をしてきたのか、これは時代の流れによって私たち団塊の世代の子供が保育所へ通うときにはこの各保育所、またこれより大勝浦だとかいろんな保育所もありました。それが満杯で抽せんでやったという過去があります。そのときに保育士さんがたくさんおられて、その方々が退職して、その間に職員採用がなかったという今の時代になってきていると思いますが、今後こういった形の中で行政としてどういう形でやっていくのか、これでよいのかということをちょっとお伺いします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本さん。

○福祉課長（榎本直子君） お答えします。

28ページ、賃金、臨時保育士賃金、済みません、その上の節区分2給料、職員給料の件でございます。給料につきましては保育士29名分の給料でございます。また、節区分7の賃金につきましては臨時保育士賃金43名分、給食調理員賃金11名分、学童保育所指導員賃金12名、地域子育て支援センター臨時職員1名、合計67名の賃金でございます。

議員さんの御質問でございますけども、臨時保育士の賃金につきましては、まずこの内容を申し上げたいと思います。臨時職員さんのほうが43名で、保育士さんより14名多くなっております。その内訳といたしましては、フルタイムで働いていただいている方が22名、短時間勤務で働いている方が17名、それと欠員対応でどうしても足りないときに来ていただいている方が4名となっております。

保育士の不足につきましては、こちらのほうも全国的な問題でございまして、こちらの採用にいたしましても29年度にまず1名採用いたしまして、29年度の7月から3名の方、急遽退職者が発生したために中途採用しております。その中で受験者数も減ってきておりますので、近畿の大学のほうにも案内を送りまして、できるだけ多くの方に那智勝浦町に戻ってきていただいて働いてもらうようなこともしております。今年度におきましても保育士さんの募集につきましては、年齢制限を経験年数のある方につきましては年齢のほうを上げまして59歳まで、そして経験年数のない方につきましては30歳までとして募集しましてできるだけ多くの方に応募に応じていただくような形をとってございます。

保育士の不足につきましては、いろいろなことが考えられてございまして、給与面、待遇面等もございまして、あと環境面等もございまして本当に難しいものとなっておりますが、いろいろなことを考えましてできることから改善していきまして、なるべくたくさんの方に勤めていただだけ、応募していただきまして保育士の確保に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今、課長説明いただいたような形の中で、非常に担当課としても、また上層部にしても苦慮していることは察いたします。平成29年に1名の採用、また退職者もおるといった中でだんだんだんだん正職員が少なくなっている、そういった形の中で今課長の中では受験者数も減ってきた、そういった形の中で大学へ案内して受験すると、いろんな方法が今後考えられると思いますけども、町内だけではなくに広く地元から都会へ出た方々のUターン施策とか、そういったもん、Iターンでもいいと思うんですけども、そういったもろもろの方法をとって、町も人口減見えておりますんで、そういった形の対応もとっていかなければならないというふうな形があらうかと思えます。そして、この今の状況で公立の保育所、今6園で264名ですか、入園園児数が、それから私立ではほぼ定員満杯になってる、そういった関係で公立保育所があきが、定員割れしているのが多いという形で何らかの要因があるんかどうか、そこら辺も十分調べた中でそういったものも踏まえて今後の採用等十分検討していただきたいと思えます。ただ、今、課長言われた大学等にも案内してるといような形ですけども、きょうの読売新聞見ますところには和歌山の信愛高校とは別に和歌山信愛大学が来年4月から開校されるというふうな形の中で保育士、小学校教員の育成のための学部が開園されるという記事もありました。知事のコメントも載っておりました。そういった中で県下でそういう大学ができるというのは非常に我々としてというか、行政の中でもそういった形の中でチャンスではなかろうかというふうなのがありますので、全体でそういった方法を考えていっていただきたい。この29年度の決算執行に当たった課長も隣におられます。そうした問題も踏まえて、これは単年度、単年度の問題ではないと思えます。長い間の歳月の中でこういう実態が出てきたと思えますんで、今後ともそういった形の中で人材確保等々を努めていただきたいと思えます。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議員さんの今の御意見を参考にいたしまして、いろんな方面からのことも考えまして人材の確保に努めていきたいと存じます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） ちょっと説明聞きやったときに総務の48ページ、節7の賃金のところですね、この臨時雇賃金、このときにたしか前が委託で今、直になってるという説明してたと思うんですよ。これ、今いろんなところで、もう委託がすごい、直から委託がふえる中で、この委託から直というのがなかなか珍しいな思って、そのちょっと理由だけちょっと教えていただけますか。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

47、48ページ、一般管理費の賃金の関係での御質問でございます。こちら、臨時雇賃金ということで、こちらの科目につきましては各出張所の所長を初め臨時職員8名分、それと本町電話交換業務ということで1名分の賃金上げさせていただいております。こちらの電話交換業務

につきましては、従前委託契約ということで2名の方に共同で委託するような形をつくってどちらかが休むというような形でのうまく調整していただくような形の委託契約ということで実施してございました。その中で1名の方がやめられて実質的に1名の方が残られるような形になってございまして、そのような関係から、委託契約でも実質的にはもう臨時雇いと同一ような形でございましたので、実質的に本来の形である臨時職員への雇用と申しますか、そちらへ、賃金で支払うような形ということに変えさせていただいたところでございます。そのような関係で委託費のほうからこちら賃金のほうで支払う部分で増額という形になった次第でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 今まで委託契約してて、病院なんかそうなんですけど、大体ほとんど委託に変えていく流れが多いんですけど、あえてこの直ってという形がすごい珍しいな思うて、片一方は委託で片一方は直という形になってるんですか、そしたら。ちょっと、変形ですよ、そしたらね。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 済みません、説明不足で申しわけございません。こちら会社とかそういうところで委託しているわけではございませんでして、あくまで個人さんが前に2名の方がいらっしゃったと。その方々が交代で勤務をうまく調整してお二人の方でうまくやっていただくような形でしたので委託ということでお二人に委託していたような形でございます。その中の方が、もう、1名やめられたので、もう実質1名だけお残りになりました。ですので、委託ということではなく、もう本契約といいますか、実質的にお一人の方でございますので、臨時雇いの方を雇うという本来の形にしたというところでございます。2名の方が共同で実質どっちが休もうかうまくその辺を調整しながらお二人の方にやっていただいたという形でやっていたんですけども、実質的に1人の方がやめられたので、その形がなくなりました。そのようなことから実質的な契約ということで雇用ということでさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 確認です。ということは、2名で委託してやったのが1名になったということですか。ああ、わかったです、それで。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 済みません、ちょっと簡単なことなんですけど、委託の場合もこの例えば臨時雇いの場合やったら社会保険料も入ってあるんですけど、委託の場合もそれも入ってる、その辺。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 委託契約の関係の御質問でございます。委託につきましても雇用保険なりそのようなものをお支払いするような形で法定で決まっております。そのような形で処理してございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ちょっと外れていくような質問なんですけど、この場合は1人なんですけど、こういう形になるけど、これ委託の場合やったら入札の委託もありますよね。それは会社がこの委託と臨時やなしに会社へ委託して人を出してもらおうという委託もあるやないですか。そういうときは入札がかかわってくることもあるでしょう。そういうときもある程度の最低賃金とか入れての入札とかって入ってくるのかな。これ関連なんで、余りこれ以上質問するとまずいと思うんですけど、その辺だけちょっと説明いただけますか。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 今回のケースでございますが、あくまで会社とかそのようなところに入札をかけてということではございませんでして、実質的に雇用と同じなんですけど、臨時雇いで雇用してるのと同じだったんですけども、お二人の方であくまで共同してやっていただくということで形といたしましてこのような形をとらせていただいた次第でございます。ですので、実質的には雇用形態といたしまして臨時雇いと同一ようなことでしたので、当然雇用保険なりをお支払いしていたという形でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑なしと認め、歳出の議会費から民生費までの部分の質疑を一時中止します。

次に、款4衛生費、81ページから款6商工費、108ページまでと、1ページから8ページの衛生費から商工費までの部分を含めて質疑を行います。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 3点お願いします。

93、94ページの節15の工事請負費のこれ町民農園の水道引き込みの応募者が少なかったんで不用になったということだったんですけど、町民農園の、これ29年度なんですけど、言うたら直近でどれぐらいの利用者、何世帯の方が利用されてるかということと、現在の水道の使用状況ですね、水道課長に聞いたら、もう、1本で、もうメーター1つで農水のほうへ請求してるというんで、その水道料を利用者が均等割みたい、どんなふうに徴収してるかということをお教えください。

そして、103、104ページの下から2行目の観光動態調査委託の162万円なんですけど、これに限らずいろんな調査、観光でやられてますね。あと学生が自主的にやっていると、そんなものもありますけど、町がこうやってお金を出して業者に委託してやった調査、この結果をどう扱って

るかというのがいつも気になって、こういう結果が出たら経済の委員会等でこういうのが出ましたというようなきちっと報告してるのか、それとかあと関連の観光協会とかそういうところにも情報を共有という意味でこういう調査やってこういう結果が出たんで皆さんこういうことで改善してくださいとかという、そういう調査結果を後々にきちっと生かしているかというのがちょっと気になるんで、それも教えてください。

それで、107、108ページで、この真ん中のところの節15の工事請負費の972万円の中央監視装置改修工事で体文の工事だと思うんですけど、これは不用額が出てないんで、もうこれは入札ではなくて、1社だけ特殊な工事で1社だけに任せた工事なのか、その3点お願いします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

町民農園の関係でございます。平成29年3月末現在でございますけれども、利用者が10名で、区画でいきますと19区画でございます。水道の使用料のほうでございますけれども、当初から水道の使用料については徴収しないということで町民農園全体も無料でお貸しするという格好で行ってございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 観光課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 2点目の御質問についてお答えいたします。

観光動態調査につきましての結果をどう扱っているかということについてでございますが、これにつきましては関連団体のほうには観光協会含め商工会、旅館組合等には結果のほうをお渡ししております。ただ、委員会のほうでは報告できておりませんので、その点は周知できてなかったのかなというところがございます。当然結果につきましては今年度の観光動態、観光アドバイザー事業の中で使わせていただくのと、来年に策定予定にしております観光基本計画の中での資料としても使っていきたいと考えております。

3点目の御質問の工事請負費の中央監視装置改修工事につきましては、更新作業ということになりますので、1社随契になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 観光のほうはそれでわかりました。町民農園なんですけど、水道料金、徴々たる額だと思うんですけど、ただというのはちょっとどうかと思うんですよ。やはり皆さんめいめい農家、非農家含めて家庭菜園をやっていて町の水道、色川の農家やったら水道はただですけど、ただというか川の水ですけど、一般の人だったら水道の水使って少なからず負担をしてるんで、町民農園の場合は、じゃ無料というのは、ちょっとね、農地をただであつせんということで土地代が無料はまだ理解はできるんですけど、水道というのはそういう経費が発生しますよね、この水道管の引き込み自体でも相当なお金かかっているんで、その辺を、当初からもう無料ということで応募しといて後から取るというと、またいろいろと問題もあろうかと思いますが、皆さんの理解の得られる範囲での得られる金額でちょっと手数料みたいな

のをいただくほうがよいかなあと、今後も含めて、また町民農園自体は非常にええことだと思うんですね、趣味と実益、健康ということで、まだこの地区以外にも今後広まる可能性もあるんで、一回、もうすぐにはないんですけど、課のほうと、あと利用者と一回相談してみたらいかがかなと思います。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

町民農園につきましては当初から無料でということで水道代のほうも御説明させていただいてはおるんですけども、目的といたしましては健康増進も含めてやってるものでございますので、そういったことで無料で募集もさせていただいてるところでございます。経費は当然もちろんかかってくるものでございまして、町民農園のほうもまだ全てが埋まってるわけでもございませんし、今後の動向を見ながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 88ページの目9病院費、節28繰出金ですが、基準外で主要施策のほうで20ページに医師確保1億4,591万6,000円と書いてるだけなんですね。これ、主要施策の効果って、金出すんが効果なんかというのもありますから、ここら辺、1億4,591万6,000円出してどんな効果があるかはちょっとお伺いしたいですね。出すほうもその辺ちゃんと確認して出してるかどうかですね。

あとね、次、今度100ページ、これは一番上のところですね、節19負担金、補助及び交付金です。海の駅ネットワーク負担金30万円、これ前に僕ちょっと質問したと思うんですよ。これたしかホームページの件であったと思うんですが、本来は運営側が出してやるべき事業、仕事ではないかということをおっしゃっていただくと思うんですよ。その後ちょっと調べたら、どうも活用が十分されてないというふうなことをちょっとお伺いしてるんですけど、その点についてもちょっとお聞かせください。お願いします。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

病院側としては繰り入れですが、この収益的収支に関する繰り出し基準外の繰出金1億4,591万6,000円の内訳を申し上げます。このうち医師に支払う地域特別手当、こちらが4,591万6,000円となっております。こちらは和歌山医大等から派遣していただく医師に対して特別手当をお支払いすると、それが医師等の確保対策というふうに考えております。

そして、医師確保対策等以外になるんですが、残りの1億円につきましては、平成18年ごろに町立温泉病院が大きく損失を出したころの損失補填、これを毎年5,000万円ずつ10年間補填していただいております。こちらと、あと29年度のふるさと納税分につきましては5,000万円繰り出ししていただいております。病院の備品整備等に活用させていただいております。ですので、この1億4,500万円のうちの医師確保等としましては医師に支払う地域特別手当4,591万

6,000円となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

海の駅ネットワーク負担金3万円についてでございます。こちらのほうは、海の駅ネットワークを活用して海洋レクリエーションに関する情報発信、それから普及啓発等々をやっているものでございまして、全国にある海の駅についてはこちらのほうに皆さん加入しております、ほんで会報等も来てございます。皆さんこちらのほうを利用してうちの那智の海の駅も利用していただいていると考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） さっきの病院のほうなんですけど、医師確保ではないということですね、そしたらあとの部分は。医師給与に関して医師手当ですね、地域枠の、これも話変わってくるんで、こっちで答えたら、後でやったらええと思いやってんけど、お医者さんに払ってる分というのは25年度出してますけど2億4,000万円、26年、2億3,000万円、次2億3,000万円、2億2,000万円、2億3,000万円って余り変わっていないんですよ、これね、金額ね、これ総額なんですわ、医師給プラス医師手当、各科応援医師プラス臨時職員（医師）ですわ。金額、そんなに変わってないですね、これね。そこら辺の医師への本当にちゃんと行ってるかどうかというのがちょっと疑問なところもありますので、それはまた次の機会はこちらのほうで話聞かせてもらいますんで、ただ今言いやったように総務のほうが出すときにきっちり精査してそれを医師確保と書くんじゃなくて医師確保以外と言ってますから、せっかく主要施策の成果と書いてあるところに成果書かんと金額だけ書いてるわけですよ、これ。金額を1億4,591万6,000円だけ書いていますから、ここら辺、やっぱりこんだけの金額出すときには内容というのもしっかり書いていただくのがいいんじゃないかと思えます。どうですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

1番議員おっしゃるとおりであると考えてございます。今後精査に努めますとともに施策等の報告事項、記述内容には注意を払うよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑なしと認め、歳出の衛生費から商工費までの部分の質疑を一時中止します。

休憩します。再開、11時。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時42分 休憩

11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 先ほどの荒尾議員の質疑に対する答弁で訂正をお願いいたします。

先ほど繰入金のところでも過去の損失補填分として5,000万円ずつ、10年間繰り入れていただいておりますというふうに説明いたしましたが、これ6年間の誤りでございました。平成25年から30年度までの6年間にわたって繰り入れをしていただいております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 先ほど12番議員の御質問の中で電話交換業務の委託契約の関係でございました。その中の答弁で、実際のところ委託契約の場合掛ける必要がなく掛けていなかったというのが正しいものでございます。大変申しわけございません。訂正させていただきたいと存じます。

○議長（中岩和子君） 次に、款7 土木費、100ページから款13 予備費、144ページまでと、1ページから8ページの土木費から予備費までの部分を含めて質疑を行います。

7 番曾根君。

○7 番（曾根和仁君） 121、122ページに、これ3点、このページで3点お願いします。災害対策費のところの節3 職員手当のところですね、これ災害の超勤手当ですね、この中に管理職の特別手当というので34万8,000円ありますね。一般の職員さんが皆さん避難所に張りついて、中にはもう夜通し泊まっていたということでも若い職員さんが頑張ってるんですけど、管理職の方も出勤してるということで、主にこれ本庁に詰めてるんでしょうかね。ほんで、ちょっとお願いしておきたいんですけど、皆さん高齢の方が避難してきていて結構避難所の環境がいいところもあれば悪いところもあるんで、そういう避難者の状態を見に来てほしいんですね。ほんで、改善、ここはちょっとこうしてほしいというそういう避難者の意見が結構あるんですよ。それを若い職員に言うても権限がないんで、課長クラスの人が来て聞いて改善につなげてほしいんで、町長、副町長は忙しいと思いますけど、できたら総務課長だとか副課長とか避難所巡回をしてほしいと思います。

それと、13委託料でその下の備蓄倉庫の設置でコンテナ型のを駿田山に2軒とグリーンピアに1棟つくったということで、グリーンピアのをどこへつくったかで、ちょっと素朴な疑問で、グリーンピアの場合はホテル棟があるんで、あれを利用したら、別にコンテナ設置しなくても、そっくり利用したら幾らでも物入るんじゃないかと思うんですけど、そういうことをせんとあえて別にコンテナ設置したという理由ですね。

それと、その下の避難誘導看板で55万2,000円なんですけど、全体的に看板の大きさが小さいかなとか、設置する目線の位置というんですかね、ほんでできたら町の中心部の、特に避難ビルでしたら大きなやつを、そのビルの近くの電柱とかじゃなくてビル本体の屋上付近とかに、その所有者の意向もあるんですけど、のほうが観光客にも見やすいし、今はちょうどN

TTのビルが工事しててビル全体ほろでおおってますけど、あれはちゃんと業者が独自でNTTさんがやったのか知らんけど、大きく避難ビルって書いてあって物すごく目立つんで、できたらあんな形のができたら観光客にも優しいと思うんで、ちょっと額も張ってくると思うんですけど、全体的にもう少し大きな看板のほうがいいんじゃないかなあとと思いますので、その辺、恐らく今後の検討ということで要望として言いたいんでお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 決算書121ページ、災害対策費の関係でございます。

まず、節3職員手当の関係で管理職員特別勤務手当でございます。こちらのほうで一般職の方が超勤手当でもらってるようなときに管理職の職員が出動した際に管理職員特別勤務手当という形でこちらのほうをいただいております。この当然避難所班のほうにはその長として管理職が割り当てられてるケースもございます。ですので、管理職が現場に行っているということもございます。ただ、議員さんおっしゃるとおり私含め課長級のほうで実際現場を見てないということは事実でございますので、その辺は出向いてできるだけ現場ということを知るような形に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、節13委託料の関係で、こちら備蓄倉庫設置委託ということでコンテナの倉庫3基設置いたしました。2基駿田山で、それから1基につきましてはグリーンピアということでございます。ただ、本来的にグリーンピアにつきましては、建前的な話になるのかもしれないんですが、本来的にはグリーンピアにつきましては倉庫としての使用は使っていないというところでございます。それで、あくまで防災倉庫というようなきちとした形で今回設置させていただいたものでございます。

それと、あと避難誘導看板の設置についてでございます。こちらにつきまして、議員おっしゃるとおり大きなもので屋上に大きくというようなことでございます。どのような形のものかよいのかというようなことをちょっといろいろ研究なり勉強させていただいて、議員おっしゃるとおり大きなもので上に張るのがというようなことございましたら、その辺も一度検討させていただいて設置させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 避難所の件では、ぜひ皆さん本当高齢の方が我々思っている以上に結構避難大変らしくて、なかなか夜寝つけないということで、以前は避難を区のほうで、これは市野々区なんですけど進めて避難してくれた方が、避難すると、もうしんどいから行きたくないとかね、そういう人もちょっと出てきてるんですよ。例えば市野々小学校のトイレもことし、この間避難所開設したんですけど、その1週間か何日か前にはやっと洋式ができたんですよ、トイレ、それも大分前から要望してたんですけど、なかなかやってもらえなくて、今回市野々小学校の校長先生が、もうたつての願いということで町にかけ合っつけてくれたというふうに我々聞いてるんですけど、だからそこまで校長先生まで煩わしてやっとできたんですけど、もっと防災のほうで気がついて予算つけてくれたらもっと早く洋式ができてお年寄りも早

く避難できた、だから今回もそれ知らなかったお年寄り多いんで、トイレがしんどいから、もう市野々小学校嫌やから行かなかったというお年寄りもおったんだけど、後からよくなりましたということで区からは連絡したんですけど、そんなこともあるんで、できたら管理職の方も行ってほしいということなんで、ほかの避難所についてもちょっと空調が悪くて暑いとか、テレビがないから情報がわからないからどここの避難所は行っても退屈するし情報がわからないからあそこはという意見もあったり、あと色川の小学校というのが、これ避難所になってないのか、あそこへ行く人がいないんですね。なぜか大野保郷会館って、もうシロアリの食った、いつあれになるかわからん物すごい古い建物なんですよ、あそこへみんな行くんで、あそこへ行くんやったら、せつかく新しい小学校あるんで、多分行きにくい理由があると思うんですね、あそこやったら。だから、その辺もきちっと区長さんとかに聞いて、何であそこに避難しないのかということも防災のほうで総務課のほうで一回聞いてもらいたいと思うんで、それも要望としてお願いしときます。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 避難所の設備、整備の関係でございます。確かに学校とかそういうようなところが多いもんでございますから、トイレの関係、テレビ、それから空調、高齢者の方が大変苦慮されてるということでございます。その辺、できる限り防災面からも設備を整備するということで努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、色川につきまして、保郷会館でございます。そちらについては私どももそちらのほうに自主的に避難してるということは承知してございます。その辺、実質何でというようなことで理由等正直承知はしているんですが聞いてはございませんでした。その辺、今後確かに新しい学校になっておりますので、そちらのほうがよろしいかと思いますので、その辺ちょっと一度調査してまいるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） ページ、119、120ページのところであります。消防関係で目2、節19の負担金、補助及び交付金のところで、2番目に備考のところ、消防団員等公務災害損害補償負担金ですか、これがあるんですが、例えば消防に当たっててけがをされたら、その方が家で仕事を自営でやってる場合にけがをしたことによって自分の仕事ができない、自営の仕事ができない、そのために収入がなくなってしまうということになるわけですが、そういった場合、これはちょっと補償の対象にはならないんですか。それ、ちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） お答えします。

消防団員等公務災害補償条例によりまして消防活動に従事していただいた消防団員、水防団員または民間人の方については休業補償等支給されます。支給される額については8,800円から1万4,200円の範囲で、消防団員にあつては階級及び当該階級に任命された日からの勤務年

数に応じて定められております。これも条例に定められてますとおり、その補償額の100分の60の支給となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そしたら、自営の方で消防に当たってる方がもしけがをされた場合には、それに依って一定の補償はされるということによろしいのでしょうか。もう一度確認しますが。

○議長（中岩和子君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） そのとおりでございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） どこやったかな、ちょっとページめくってしもうてわからんようになってしまったけど、防災行政無線ですか、何ページやったかな、122ページですね、防災行政情報メール配信サービス使用料、きのう議会事務局で試してみたんですけど、なかなか難しいですね。多分こういうメール配信を希望する方というのは耳が聞こえにくくなったりとか雨の音がひどいからって年齢的に高い方が多いと思うんですけど、ホームページから入っても、なかなかメールを取得できるようになるまでかなり難しいと思うんで、これを予算出してあるんやったら、例えばできなかつたら総務課のほうへ来てくださいとかということもホームページのほうに書いていただいたほうがいいと思うんですけど、なかなかハードルが高いんですけど、もう一回これもメール配信のどっかに委託してあると思うんですけど、一回検討していただきたいと思うんですけど、お願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

防災行政情報メール配信サービス使用料の件でございます。こちらにつきましては、先週、先々週というような形で実際に私も防災配備を整備したときには電話等で問い合わせ頂戴するケースが多くございます。実際、雨が降って雨戸閉めてたら何言ってるかわからないよという問い合わせで、何言ったのという問い合わせの際にもその都度その都度こういうようなサービスでやってますというようなことをアピールしているところでございますが、何分議員おっしゃるとおり使い勝手が悪い、その辺のことにつきましては、一度使いやすいような形でどうできるかということをちょっと勉強させていただいて検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 放送内容、あと電話で広報するやつもありましたよね。あれもかなりわかりにくいんで、また一回検討、関連なんで、この決算の質疑じゃないんですけど、またそれも検討よろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと1点だけお尋ねします。

先ほど歳入のほうでも曾根議員からちょっと質問の中であったんですけども、122ページのその木造住宅耐震診断業務委託、79万2,000円なんですけども、ことしは18戸の応募があって診断したということなんですけども、それに対してそれに続く耐震診断の設計と耐震補強改修の関係がことしはゼロだということなんですけども、これまでの27年度見ましたら、27年度は耐震診断を受けたのが5戸で設計と改修のほうは0件、28年度、一昨年ですね、耐震診断を受けたのが7戸あったと、そしてそれで耐震補強の設計を申し込んだのが3戸、それで耐震補強の改修をしたのが3戸ということで、28年度にはこの耐震診断を受けたうちの人が3戸ずつ利用しているということなんですけども、この29年度を見ましたら18戸と件数がふえているのに、その設計と補強改修がゼロだということなんですけども、これのちょっと原因というか何か調査しているんでしょうか、ちょっとその点だけお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 121ページ、122ページの委託料の中で木造住宅診断業務の関係でございます。まず、診断業務はあるが、実際のところ設計と改修工事のほうはないということで、その辺について議員のお尋ねでございます。私どもにつきましてはその辺について原因ということを追求しているわけではございませんのですが、ただ私自身も実際ちょっと少し気になった点がございましたので担当のほうで確認したんですけれども、自己負担が伴いますので、その辺が、大きな自己負担が伴うということで、その辺でリフォームのタイミングに合わせて実施される方が多いというふうなことを聞いてます。ただ、私どもの広報不足というのは否めないのかなというふうにも考えてございます。ただ、今年度、平成30年度に入りましてから実質的にどちらも3件、3件ということで枠の申し込みがされて、参考ですが、平成30年度につきましてはどちらも設計、改修も3件の申し込み済みということでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ことしになって3件ずつあったと、それは昨年診断を受けた方でしょうかね。それは関係ないかな、また。18件も受けた方があって、そしてゼロといたしますと、何か原因があったんじゃないかと思うわけなんですけども、ただ思うのに、その費用の関係も多額になるだろうという心配もありますし、そしてその設計業者とか、そして改修を請け負う業者ですね、そういう関係のその周知といいますか、一般の方は余りよくどこへ相談していいかというのがよくわからないと思うんですよ。それで、この診断を受けられた方たちですね、こういうところへ相談したら、わかってる人もおると思うんですけども、そういう設計業者とか、また改修業者とか、安心のできる業者、そういう方を、こういう方がありますよというようなことで特定の業者だけじゃなしに周知、そういう安心できるような方法ですね。いろいろと違法な請求をされたというようなよそでありますし、そういうこともありますけども、そういう心

配のないような業者といますか、そういう周知方法を今後、せっかく耐震診断を受けられて  
何もしないというのもちよっともったいない話ですので、その点今後検討をお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議員おっしゃるとおり自己負担が大きいということでその点でござい  
ます。業者さんの相談といますか、安心できる業者をとということでございます。その辺、広  
報周知等図ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 多分業者さんは県の登録制になったあるんちゃうかな、耐震の、だから  
その辺、誰でもええんと違うんちゃうかな。だから、業者のあれやさか、多分それは県のホー  
ムページに多分役場から紹介するのにそんなこと書いたあったような気したよ。県の登録か何  
か受けなったら耐震の工事できんのちゃうかな。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そういう安心のできる周知方法、いろんな紹介してあげていただきたいと  
思います。

以上です。

もう結構です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑なしと認め、歳出の土木費から予備費までの部分を質疑を一時中止し  
ます。

次に、認定第1号一般会計についての総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑なしと認め、一般会計についての質疑を終結します。

次に、認定第2号から認定第11号までの特別会計について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑なしと認め、認定第2号から認定第11号までの特別会計についての質  
疑を終結します。

次に、認定第12号及び認定第13号の企業会計について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 町立病院事業決算報告書ですね、3ページ、医業損失4億1,289万  
8,258円、平成28年度が3億7,751万7,419円、27年度が2億3,093万8,963円と、病院事業収益  
が予算に比べて、29年度の、3億2,506万9,000円の減なんですよ、予算と比べてです。その理

由と、あとその対策に関してちょっと教えてください。

あとページ10、医師数が28年度、月別8名、3カ月間、7名ですね、28年度、月別で、3カ月間が8名、9カ月間が7名、9カ月間ですね、29年度、8名が7カ月間、7名が5カ月間ですね。ですが、医師給、手当、各科応援医師、各科臨時各医師ですね、合計で29年度から25年度を先ほどの主要施策ですね、20ページですけど、その医師確保対策の1億4,591万6,000円の人がちゃんと、先ほども言うたようにわからない状況で医師確保でって使われていますが、きちとしたね、これ効果出てないと思うんですよ。

あともう一つ、13ページですね、株式会社医療開発研究所324万円、これコンサル料ですね、これレオクラン、商社ですね、医療商社の子会社なんですね、子会社化されていますね、ここ。MRIとか購入されたときにいろんな面でコンサルが決めたと思うんですが、MRIの僕調べた部分では民間購入価格8,500万円ぐらいするやつが、普通民間で購入すると、そういうようなこともあって、ちょっとそれとあと9行目ですね、この、13ページの、トーマツ864万円、今回、去年度10月11日に同様にそこへ1,944万円、この契約、両方で計で2,808万円、この前28年度かまでに公立病院の経営改革プランということで出したやつと思うんですけど、これここまで必要なほどの金額かけなあかんぐらいの計画書作成やったんかどうかというのを伺いさせていただきたいです。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

まず、収益の減少につきましてであります。こちらにつきましては29年度につきましては特に入院患者さんのほうがかなり大幅に減ってございます。そういった関係での収益減が大きく響いているものと思っております。これに対しましては、30年度、新しい新病院になってからであります。病床の編成等々も変更いたしました。より入院単価の上がる診療の仕方、体制をとってございます。幸い入院患者さんは29年度比でも順調に推移しておりますので、今後できるだけ改善につなげていきたいと考えております。30年度に関しましては今後ということで収支の改善に努めてまいりたいと思っております。

それと、職員の関係なんですが、医師につきまして10ページの下の方ですね、職員に関する事項で7月から11月の5カ月間につきまして7名ということで、これは6月までに常勤で勤めていただいておりました整形外科の医師が一時的に県立医大のほうへ戻られるということがありまして、その間、その後7月から11月に関しまして京都府立医科大学から医師を派遣をさせていただいております。この医師につきましては非常勤ということになりますので、こちらの分で常勤医師のところにはカウントされてございません。そして、12月からまた和歌山県立医科大学から医師を派遣していただいたということで8名に戻っているような状況でございます。

医師への報酬等につきましては、毎年のように医師が実際県立医科大学からの派遣ということで変わっているところもありますので、医師の単価等も変わってまいります。そういうところで年度ごとの比較というのはなかなかしにくいところがありますが、この繰り入れさせていただいております医師確保対策につきましては、ほぼ和歌山県立大学からの派遣に頼っておる

ところでございまして、遠隔地ということもありますので、特別手当をお支払いすることによって町立温泉病院のほうへお越しいただけるということにつながってきているものと思っております。

あと13ページの重要契約の要旨のところではありますが、医療開発研究所につきましては、新しい新病院での医療機器等の備品購入に際しましてこちらに支援をいただいております。そちらの業務委託となっております。そして、監査法人トーマツにつきましては、改革プランの作成につきまして支援をいただいております。こちらは2カ年にわたっておるんですが、改革プランというものも作成を義務づけられているところもありまして、こちらのほうへ支援していただいております。必要だったかどうかといったところは難しいところではありますが、支援していただいたおかげで何とか昨年、29年3月に作成することができましたので、その辺のところは大変助かっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1 番 荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） その医業損失、収益ですね、これですね、減るのは予算作成のときに病床数、単価、全部出してますね、これ、急性期とこのときは療養型ですから療養型と何名掛ける365日とちゃんと出してますよね。それに比べたら大分減ってるんで、それでちゃんとそのときに予算立てるときにしっかりと数字を出して予算立てないと、次の予算のときにまた、前も言ったんですよ、僕、去年も言ってるはずですよ、ちゃんとした予算の立て方してくださいと、でない毎年毎年すごい下がってるんですよ、これ、医業収益が、医業収益今回でこれあれですよ、医業収益ね、総額で21年度が17億1,709万6,000円ですわ。29年度が15億6,920万4,000円ですわ。入院収益のほうはそこそこ9億円、9億9,000万円いってるんですよ、今回もね。外来収益ですね、21年度で7億3,866万1,000円ですわ、それがだんだん下がってきて、今回で5億円台入ってるんですよ、5億3,000万円、5億円前半ですわ。ここに物すごい問題ありますよ。これ民間でちゃんとした経営に与えられたら大変なことですよ、これ。この那智勝浦町のお金なんでどうってことないって思ったら大きな間違いでね、そこら辺はしっかりとした今後対策として予算組むときから収益性上げるように頑張らないといけないと思うんですよ。それはちゃんとやっていただきたいと、そういうところ。

あともう一つ、先ほど言われてた医師数なんですがね、これ、1億4,591万6,000円ですよ、医師確保、地域枠使ってますよ、この人数ですよ。効果の出し方、使い方間違っただけあるんじゃないですかね、これ、お金の。1億4,000万円というたら、この医師の給与、医師給与から比べてもすごい人数、1億5,000万円あったら払えるんですよ。普通民間とか、民間の考えばかり言うけど、民間の考えだったら、ちゃんと効果の出るような使い方をしてほしいと、お医者さんの、やっぱりここへ来られる人の意見とかそんなんも聞いていただきたいんですよ。

あと、そして効果出ないと思うんですよ、これ、1億4,000万円払う。株式会社医療開発研究所ですね、これちょっと話したときに全部が取り仕切ってしまう形というのはもう前から聞いてたんですけど、確かにあるところには電話でかかってます、請求もあります、それもい

ろんなことありますから、やっぱりしっかりそういうところを見てやるべきことをやっていかんとあかんと思いますね。これから経営改善するためにも、そこら辺は、町長、ちょっと串本町長と結構お話をされるということであれなんですけど、最近串本のほうにはかなり優秀な方が来られて経営改善かなりなってるらしいんです。そこらももしあれだったら町長も一度伺いして話しして病院のことも話していただいたらいいと思うんです。かなりすごくよくなってるらしいです。

トーマツに関してのやつですね、今の、ちょっと難しいと思うんですよ、経営改革プラン、出てましたけど、こんなにすごい金額かかるんやなと思ってね、僕ね、やる場所ではできる人がおるらしいんですけど、こういう自分とこの経営内容把握してつくってるところらもいてるらしいんですけど、そこはまだちゃんと調べてないんで、また僕も聞いときますけど、できればこういうすごい金額なんで、これもまた、今度また計画プラン出せ言われたら、今度またちゃんと読んでいて、自分らでできるようにね、これ読んでね、どこまでできるかわかりませんが、そういう勉強もしてほしいなと思います、これだけのお金出すんだったら。やっぱり自分たちでできることをどこまでできるかというのを考えてやっていただきたいと思いますが、どうですかね。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

まず、予算組みに関してでありますけど、確におっしゃるとおりであります。30年度の予算につきましても内部でもいろいろ協議もしたところでございます。今後実態に即して予算組みをしていくとともに収益を上げる形の努力をしてみたいと思います。

それと、医師の確保対策についてですが、繰り入れしていただいております1億4,591万6,000円のうち医師に地域手当としてお支払いしているのが、そのうちの4,591万6,000円ということになります。県立医科大学からの派遣がほとんどでありまして、そういった特別手当を出すことによってこちらのほうへ赴任していただけるといった部分では効果は上がっております。

それと、医療開発あるいはトーマツに関する委託でありますけど、今後またこういうことが出てくるようでありましたら十分精査して取り組んでまいります。自分たちでできることについては自分たちでやっていくということも十分心がけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 今、実は先ほどもちょっと言うたけど地域枠特別手当、この決算では3,506万8,000円、4,000万円を超えてないんですよ、医師手当のほうのやつ、15ページ、15ページの病院事業費用、款項1 医業費用、目給与費、節医師手当、上から6番目、地域特別手当3,506万8,000円、今の金額違うんじゃないですか。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

15ページの医師手当のところでも地域特別手当3,506万8,000円記載されております。繰り入れ

いただいた4,591万6,000円のうちの常勤医師に関する部分が3,506万8,000円となってございます。あと残り1,000万円なんですけど、臨時医師に関しても特別手当を支給しております、それにつきましては次のページ16ページの上段のほうの賃金、各課臨時職員の賃金4,872万5,990円、こちらの中に残りの1,000万円が含まれております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑なしと認め、認定第12号及び認定第13号の企業会計についての質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

認定第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第1号について原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第2号について原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第3号について原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第4号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第4号について原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第5号について原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第6号について原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第7号について原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第8号について原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第9号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第9号について原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第10号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第10号について原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第11号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第11号について原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第12号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第12号について原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第13号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第13号について原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時53分 休憩

13時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 報告第17号 健全化判断比率の報告について

○議長（中岩和子君） 日程第14、報告第17号健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 報告第17号について御説明申し上げます。

報告第17号健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により平成29年度の決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告する。

平成30年9月10日、那智勝浦町長。

健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき監査委員の審査を経て議会に報告し公表することが義務づけられているものでございます。健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率であり、地方公共団体はこの健全化判断比率により健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つの段階に区分され、早期健全化段階、財政再生段階になった場合には財政健全化を図ることとなります。

それでは、本町の健全化判断比率について説明させていただきます。

表の左から1つ目の比率、実質赤字比率は、対象となる一般会計、住宅宅地資金貸付事業費特別会計、土地取得事業費特別会計、育英奨学資金貸与事業費特別会計の4つの会計の実質赤字額の合計額を標準財政規模で除して算出するものでございます。今議会で認定をいただきました平成29年度の一般会計ほか3つの特別会計の実質収支の合計は黒字の6,794万2,000円で赤字額は生じておりませんので、備考1の規定により横棒ハイフンで表示してございます。括弧内の数値15.0%は本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期財政健全化が必要な自治体となり、議会の議決により財政健全化計画外部監査の義務づけがなされます。

次の連結実質赤字比率は実質赤字比率の算出において対象となった普通会計にその他の特別会計、公営企業会計を加えた本町における全ての会計を対象に実質赤字による健全化判断比率を算出したもので、平成29年度における本町の連結実質赤字は生じてございませんので、実質赤字比率と同様、横棒ハイフンで表示してございます。

なお、括弧内の数値20.0%は本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となります。

3つ目の実質公債費比率は元利償還金等が標準財政規模に比べてどの程度の負担になっているかをあらわす指標として現行の地方債制度において用いられている比率でございます。連結

実質赤字比率の算出において対象となった普通会計、特別会計、公営企業会計の全ての会計の公債費、さらに一部事務組合等の公債費と公債費に準ずる債務負担行為に係る経費により健全化判断比率を算出するもので、平成29年度における本町の実質公債費比率は5.5%で、早期健全化基準内となっております。

なお、前年度と比較して0.3ポイント上昇していますが、主な要因といたしましては地方債の元利償還金等で5,000万円程度増額になったことによるものでございます。

また、括弧内の数値25.0%は本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となります。

4つ目の将来負担比率は、全ての会計と一部事務組合、地方公社、第三セクターなどを対象に地方債残高のほか将来負担すべき実質的な負債等により健全化判断比率を算出するもので、平成29年度における本町の将来負担比率は50.6%で、早期健全化基準内となっております。前年度より16.2ポイント増加してございますが、新病院建設に係る過疎債や病院事業債分の地方債現在高増加によるものでございます。

なお、括弧内の数値350.0%は本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の健全化が必要となるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第17号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 報告第18号 公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（中岩和子君） 日程第15、報告第18号公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 報告第18号について御説明申し上げます。

報告第18号公営企業会計に係る資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により平成29年度公営企業会計の決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告する。

平成30年9月10日、那智勝浦町長。

公営企業会計に係る資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき監査委員の審査を経て議会に報告し公表することが義務づけられているもの

でございます。資金不足比率の報告につきましては、本町では水道事業会計、町立温泉病院事業会計、下水道事業費特別会計、勝浦地方卸売市場事業費特別会計の4つの会計が対象となります。資金不足比率は収益事業を行う企業会計、特別会計ごとの資金不足額が事業の規模、これは営業収益に当たるものになります。これに対してどれだけの割合となっているかをあらわす比率でございます。基本的に資金不足額は水道事業会計、町立温泉病院事業会計の公営企業法適用会計においては貸借対照表の流動資産と流動負債を比較して流動負債が多い場合、また下水道事業費特別会計、勝浦地方卸売市場事業費特別会計の公営企業法非適用の会計においては繰上充用額が発生している場合になります。平成29年度におきましては全ての会計において資金不足はなく資金不足比率は算出されないため、健全な状態にあると判断されております。

なお、公営企業会計に係る資金不足比率の早期健全化基準は20.0%と定められております。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第18号について報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 報告第19号 那智勝浦冷蔵株式会社経営状況について

○議長（中岩和子君） 日程第16、報告第19号那智勝浦冷蔵株式会社経営状況についてを議題とします。

報告を求めます。

農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 報告第19号那智勝浦冷蔵株式会社経営状況について御説明いたします。

資料といたしまして那智勝浦冷蔵株式会社の第5期決算報告書と第6期事業計画書を添付させていただきます。

まず、決算報告書につきまして御説明させていただきます。

那智勝浦冷蔵株式会社につきましては、町、勝浦漁業協同組合、勝浦魚商協同組合が出資する第三セクターとして平成26年1月6日発足、決算期日を3月31日と定め事業を行っております。第5期の決算につきましては6月28日に定期株主総会において報告されております。

1ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。1、株式会社の現況に関する事項。1-1に事業の経過及びその成果について記載しております。平成26年2月1日より運営が開始され本年度の総売上高は前

年度より11.3%減の3億406万2,858円で、当期損失は517万9円と厳しい結果となっております。今後平成31年4月の新冷蔵庫稼働に向け努力を重ね、水産業の活性化を図り、地域経済発展の原動力として力強く成長できるよう次のとおり経営方針で活動を推進するとさせていただきます。

1、事業の経営方針等といたしまして勝浦地方卸売市場の安定した水揚げに貢献すること、  
2、施設の現状に対する考え方及び将来展望といたしまして冷蔵施設の老朽化と新冷凍冷蔵庫稼働に向けた勝浦漁港の活性化を、3、社会貢献の新たな展開といたしまして地域活動等に積極的に参加することを記載してございます。

2ページをお願いいたします。

1-2、主要な事業内容でございます。製氷販売事業の事業内容は、漁業者から一般の漁港利用者にわたる幅広い利用者に必要な氷を製造、販売し、経費の引き下げと価格の維持を図るものでございます。事業の成果といたしまして4,914万2,466円で、前年度に比べ124万7,044円の増となっております。

3ページをお願いします。

餌料販売事業の内容は、漁業船関係者に対して餌料の保全と価格の維持を図るものでございます。成果といたしまして1億7,673万12円で、前年度に比べまして3,420万3,222円の減となっております。

次に、冷凍冷蔵保管事業の事業内容につきましては、冷凍冷蔵保管をし商品の保全、価格の維持を図るもので、成果といたしまして7,819万380円で、4ページの売上高表のとおり前年度に比べまして567万6,815円の減となっております。

1-3、直前2事業年度の財産及び損益の状況につきましては、それぞれの年度の状況を記載してございます。

第5期事業年度の当期純利益は517万9円の赤字となっており、純資産は6,983万457円に減少しております。

5ページをお願いいたします。

1-4に総会の開催状況を、1-5に取締役会の開催状況を記載してございます。

6ページをお願いいたします。

1-6に営業所及び工場並びに使用人の状況を記載しております。主たる事務所といたしまして勝浦魚商協同組合の事務所を使用させていただいております。製氷工場は平成25年度に町で整備した製氷施設でございます。冷凍冷蔵工場（第1）は、平成28年10月1日より町の資産となっているものでございます。冷凍冷蔵工場（第2）は、勝浦魚商協同組合の冷蔵庫を借り上げているものでございます。

2、株式に関する事項といたしまして出資金7,600万円、発行済み株7,600株で、町5,200株、勝浦魚商協同組合が1,200株、紀州勝浦漁業協同組合が1,200株を有しております。その下に会社役員に関する事項といたしまして役員の氏名を記載してございます。

7ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部、1、流動資産、現金が14万9,682円、預金が5,267万856円、売掛金1,306万4,866円、商品、棚卸してございますが3,667万4,852円、2、固定資産、機械装置が159万3,000円で、これらを足しました資産合計が1億415万3,256円でございます。

負債の部、1、流動負債、買掛金2,158万3,800円につきましては餌料の未払金でございます。その下の未払金1,153万5,901円につきましては、消費税、管理費及び修繕工事等に係る未払金でございます。その下の未払法人税等につきましては、国税及び町県民税でございます。預かり金25万3,250円につきましては源泉徴収税、社会保険料の預かり分でございます。預かり保証金25万8,000円につきましては、氷販売用のICチップの保証金でございます。流動負債の合計は3,381万3,451円でございます。2、固定負債の退職給与引当金50万9,348円を足しました負債合計は3,432万2,799円となっております。

純資産の部、株主資本、(1)資本金7,600万円につきましては株主の出資金合計でございます。(2)利益剰余金、その他利益剰余金の繰越利益剰余金△616万9,543円につきましては、前年度末の損失に本年度の損失を足したものでございます。これにより純資産の合計は6,983万457円となっております。

一番下の負債・純資産合計は、資産と同額の1億415万3,256円でございます。

8ページをお願いいたします。

貸借対照表、前年度比較でございます。中ほどの資産合計は前年度より1,304万3,352円減少し、1億415万3,256円となっております。

10段下の負債合計につきましては前年度より787万3,343円減少し3,432万2,799円となっております。その結果、下から2行目の純資産合計は前年度より517万9円減少し、6,983万457円となっております。

9ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

1、営業収益の売上高につきましては3億406万2,858円でございます。

2、営業費用、(1)売上原価は期首商品棚卸し高と当期商品仕入れ高の合計額から期末商品棚卸し高を差し引きまして1億4,539万2,822円でございます。売り上げからこれらを差し引いた売上総利益は1億5,867万36円となっております。

(2)販売費及び一般管理費につきましては、記載の費用を支出してございます。

人件費につきましては16名分の給与と手当でございます。

退職金113万1,900円につきましては、3名の定年退職分で、うち2名は引き続き嘱託として勤務していただいております、1名分につきましては事務職員を入れかわりで雇い入れをしております。

中ほどの修繕費1,187万9,540円につきましては施設の点検と修繕でございます。

水道光熱水費7,353万7,651円につきましては、水道使用料と電気使用料が主なものでございます。

賃借料150万5,448円につきましては、勝浦魚商協同組合冷蔵庫の賃借料でございます。

リース料264万2,436円につきましては、超低温用の冷蔵庫の電気設備とフォークリフトのリース料でございます。

租税公課581万2,800円につきましては消費税、自動車税等でございます。

合計1億6,498万9,388円で、売上総利益から差し引いた営業利益は△631万9,352円でございます。

3、営業外収益につきましては、受取利息と退職給付引当金戻入、そして雑収入を合わせまして133万1,843円を収入しております。

4、法人税等につきましては、法人税、法人住民税及び事業所税でございます。これらを合わせまして当期純利益は△517万9円となっております。

10ページをお願いいたします。

損益計算書、前年度比較でございます。売上高3億406万2,858円につきましては、保管料及び餌料販売が減少したため3,863万2,993円の減となっております。売上原価を差し引いた売上総利益につきましては1億5,867万36円で、前年度に比べまして1,334万4,997円の減となっております。

販売費及び一般管理費につきましては、修繕費、水道光熱水費、租税公課の増により925万5,512円の増の1億6,498万9,388円となっております。

修繕料につきましては、冷凍機の点検、オーバーホール等を行い、前年度より262万7,943円の増となっております。

水道光熱水費につきましては、電気料の値上げに伴いまして353万5,754円の増となっております。

租税公課につきましては、前年度、28年度は町補助金による解体工事について仮受消費税の対象にならなかったため支払消費税がその分要らないということになったために328万8,200円の本年度はその分増となっております。

11ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書でございます。資本金が7,600万円、利益剰余金当期末残高が△616万9,543円、純資産合計の当期末残高が6,983万457円となっております。

12ページをお願いいたします。

個別注記表でございます。

(1)は重要な会計方針に係る注記、(2)は株主資本等変動計算書に係る注記、(3)はその他の注記となっております。

13ページです。

平成30年5月9日に監査委員2名により監査を実施しております。

次のページをお願いいたします。

第6期の事業計画書でございます。

1枚めくっていただきまして1ページをお願いいたします。

平成30年度事業計画書でございます。那智勝浦町水産業の発展に向け勝浦漁港の水揚げ高増加を目標に那智勝浦町、勝浦魚商協同組合、紀州勝浦漁業協同組合、県漁連勝浦市場部、那智勝浦町水産振興会との連携協力を得て製氷、貯氷、販売事業並びに冷凍冷蔵保管事業、餌料仕入れ販売事業への積極的な活動を推進する。さらに、新冷蔵庫稼働に向け管理運営冷蔵庫2施設の有効活用と経費節減に取り組みを行うとなっております。氷販売目標高は4,700万円、冷凍冷蔵庫目標売上高は8,000万円、餌料目標売上高は1億7,000万円としております。

2ページをお願いいたします。

平成30年度予算でございます。売上高は2億9,700万円、売上原価1億3,600万円、販売費及び一般管理費1億5,994万5,000円で、営業利益105万5,000円、営業外収益70万1,000円を見込みまして当期純利益は175万6,000円を計上してございます。

3ページでございます。

取締役及び監査役の氏名を記載しております。木下森夫氏が29年度で退任しており、後任に勝浦魚商協同組合の代表理事の木下勝之氏が就任しております。その他は前年度と変わってございません。

那智勝浦冷蔵株式会社経営状況についての報告は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 全体的にちょっとお聞きします。これはまあ新冷蔵庫が建設されて今の電気、要はもうこん中見てたらほとんど電気代、修繕費だけで、新しい冷蔵庫になったら電気代もエコになったり修繕費もなくなったりするんですけど、今の電気代と新しくなった予想の電気代でかなり差があって、これ今赤字なんですけど、黒字になって転換していくもんなんかが1点と、この中で餌料の販売でこれ勝浦漁港に上がってくるマグロ船の何割ぐらいは新会社の冷蔵庫から餌料が行きやるんか、多分ほかの間屋さんも入ってあるしね、これを要はよそに負けんような形で入れていかなんたらあかんし、今度マグロの捕獲制限がかかってきたら今度マグロ船が入ってこんようになったらこっちも売り上げが落ちてくるということになるんで、例えばこれ串本とか尾鷲とかマグロ船が上がりやるんで、そういうところにも売りにいけんもんなんかなというのをちょっと疑問なんですけど、単純な、その辺お聞きします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

水道光熱費7,353万7,651円のうち電気使用料が6,900万9,626円と大半を占めてございます。こちらについてはざっくりとした試算でございますけども、大きさ等々から考えまして約2分の1におさまらんじゃないのかという話でございます。ですので、その分赤字から黒字には転換できると考えてございます。

そして、餌料の販売、どれぐらいの割合というのはちょっと把握してございませんが、他の

問屋さん等々も餌料を販売しているところもございます。そして、尾鷲等々への餌料の販売につきまして、餌料については冷凍しているものでございますので、勝浦港で売ることしかできないのかなあと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 餌もよそから冷凍で来るんですよね。だから、売ろうと思たら売れると思うんですよ、よその港へも。単価、要は船主さんは単価安かったら買うてくれると思うんですよ。その辺も餌料の納入業者との話もしていかなあかんのちゃうんかと思うんですけど、そうやって広げていかなんだら、そりゃもう黒字になっても、これから新しい魚商の冷蔵庫と漁協の冷蔵庫と2つ解体しに行かなあかんことになってくると思うんですね、将来的に。だから、その辺のお金も計算に入れていかなあかんと思うんですけど、そういうことができる、できんとか縄張りとかあるんかわからんですけど、その辺も一回検討価値もあるんじゃないかと思うんですけど、いかがですかね。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

餌料の販売については、冷凍で購入して売っているという状況は議員おっしゃいますとおりでございます。ただ、こちらから売りに行くとなると、また運ぶというような格好になってこようかと思うんですけども、その辺の経費もいろいろちょっと研究はさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第19号について報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時59分 散会